

社会福祉法人二之沢真福会 役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人二之沢真福会の役員に支給する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 理事長、理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）については役員報酬を支給することができる。

(報酬支給の対象となる役員の職務)

第3条 役員報酬を支給することのできる役員の職務は次のとおりとする。

(1) 理事長にあっては、次の専決決裁事項に係る職務とする。

- ①「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関すること。
- ②職員の労務管理・福利厚生に関すること。
- ③債権の免除・効力のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの。その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
- ④設備資金の借入に係る契約で予算の範囲以内のもの。
- ⑤建設工事請負、物品納入等の契約で1件の取引額が1,000万円未満のもの。
- ⑥基本財産以外の固定資産及び物品の取得及び改良や修繕等をするための支出並びに処分。
- ⑦損傷その他の理由により不要となった物品又は修理をしても使用に耐えない物品の売却又は破棄。
- ⑧予算の流用及び予算上の予備費の支出に関すること。
- ⑨利用者の処遇に関すること。
- ⑩寄附金の受け入れに関すること。
- ⑪利用者の預り金の日常管理に関すること。
- ⑫役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること。
- ⑬施設長の職務専念義務の免除、服務に関すること。
- ⑭各種証明書の交付に関すること。
- ⑮500万円未満の経常資金の借入に係る契約で当該年度内において償還するもの。
- ⑯理事会又は評議員会の召集に関すること。
- ⑰その他法人の業務に関して重要と認められる事項。

(2) 理事にあっては、次の議決事項に係る職務とする。

- ①事業計画及び予算
- ②予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄。

- ③事業報告及び決算。
- ④定款変更。
- ⑤社会福祉施設の許認可等関係。
- ⑥施設長の任免その他の重要な人事。
- ⑦基本財産の処分、担保提供等。
- ⑧經常資金借入金に関する事。
- ⑨法人の運営に関する規則の制定及び変更。
- ⑩施設の経営に関する規則の制定及び変更。
- ⑪施設用財産に関する契約その他主要な契約。
- ⑫寄附金の募集に関する事項。
- ⑬合併、解散又は解散した場合における残余財産の帰属等の選定。
- ⑭その他法人及び施設等の業務に関する事項。

(3) 監事にあつては、次の監査実施等に係る職務とする。

- ①決算監査
- ②法人の経営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に実施する監査。
- ③理事の業務執行状況及び法人の財産の状況について実施する監査。
- ④毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び群馬県知事に報告すること。
- ⑤必要があると認めるとき、理事会及び評議員会に出席して意見を述べる事。

(4) 評議員にあつては、次の審議事項に係る職務とする。

- ①予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- ②予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ③定款変更
- ④合併
- ⑤解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- ⑥解散した場合における残余財産の帰属等の選定。
- ⑦寄附金の募集に関する事項。
- ⑧施設長の任免その他の重要な人事。
- ⑨法人の経営に関する規則の制定及び変更。
- ⑩施設の経営に関する規則の制定及び変更。
- ⑪その他法人の業務に関する重要事項で、評議員会において必要と認める事項。

(理事長の専決決裁事項に係る報酬)

第4条 理事長の報酬は、月額5万円とする。ただし、理事会又は評議員会においては、別途別表1に定めるところにより支給する。

(役員報酬の額)

第5条 役員報酬は日額とし、その額は別表1に定めるところにより支給する。

(2) 非常勤役員で定期的に職務に従事する場合は日額とし、前項により月締めにより支給する。

(役員報酬の支給対象時間)

第6条 役員報酬は、決裁、議決、審議、会議、監査、研修等や法人及び施設の労務に要した時間が、1日につき1時間を超える場合に支給する。

(役員報酬の併給の禁止)

第7条 常勤役員が役員報酬の支給対象となる職務を行っても役員報酬は支給しない。

(改正)

第8条 この規程の改正は理事会の議決により行なう。

附則

- ・この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- ・この規定は、平成26年3月5日開催の理事会にて承認され、平成26年1月1日より施行する。(第4条理事長の専決決裁事項に係る報酬を追加。以下条分を繰り下げる)
- ・平成27年8月19日最終改訂

(別表 1)

役員報酬の支給日額表

(単位：円)

役職名	支給対象時間	
	1時間未満	1時間以上
理事長	支給対象外	10,000
理事	支給対象外	10,000
監事	支給対象外	10,000
評議員	支給対象外	10,000

※ 当法人の理事会・評議員会の会議出席による役員報酬には、遠方からの出席者を除き旅費交通費代を含むものとし、財務支出は旅費交通費とし、源泉所得税は発生しないものとする。また、監事監査においても同様とする。